

まちづくり編



2.健康で生きがいを持てる暮らしの充実

基本施策の大綱が目指すまちのイメージ

心と体の豊かさを感じられるまち

人々が住み慣れた地域において、心身ともに健康で生きがいを持ちながら充実した生涯を過ごせる『心と体の豊かさを感じられるまち』を目指します。

施策の大綱

健康で生きがいを持てる暮らしの充実

基本施策

地域福祉力の向上

健康づくり・地域医療の充実

高齢者の地域生活支援の充実

障がい者の自立と社会参加の促進

学びによる生きがいの創出

文化芸術の振興と文化交流の促進

スポーツの推進



2. 健康で生きがいを持てる暮らしの充実

(1) 地域福祉力の向上

現状と課題

- 本市では、地域での人と人のつながりを基本とし、顔の見える関係づくり、ともに生き支え合う社会を目指して、亀山市社会福祉協議会、民生委員・児童委員や、福祉委員、自治会、ボランティアなどと連携して地域福祉の推進を図っています。その中で行政計画である亀山市地域福祉計画と、地域福祉を推進する亀山市社会福祉協議会が策定する亀山市地域福祉活動計画は、地域における生活課題や地域福祉推進の理念の共有化など、相互に重要な役割を果たしています。今後は、各計画の施策が地域において、より効果的に展開されるよう多様な主体で構成する地域まちづくり協議会を中心として、地域社会において日常的に支え合う関係づくりが求められています。
- 現在、亀山市社会福祉協議会を中心にボランティアの育成や活動のコーディネートが行われており、様々なボランティア活動が活発に行われています。また、地域と学校の連携による福祉教育も推進しています。しかし、ボランティアの担い手の固定化や高齢化が進展していることから、ボランティア活動へ参加しやすい環境づくりやボランティアの担い手の確保に努めていく必要があります。
- 本市では、総合保健福祉センターを保健・福祉の総合的な拠点として相談機能の充実やサービスの提供を図っています。しかし、福祉サービスが目まぐるしく変化する中で、サービスを必要とする人が十分な情報を入手できていない現状があるため、最新の福祉サービスに関する情報提供の充実と相談機能の強化に努める必要があります。
- 本市では、高齢者に対する見守りや訪問活動が実施されるとともに、高齢者や障がい者、子育て中の親子を対象としたサロン活動も地域で広がりを見せています。しかし、近くにサロンのない地域もあることから、引き続き地域の福祉委員やボランティアなどの協力を得て、新設に向けた支援をしていくことが必要です。
- 社会・経済情勢の変化により、本市の生活保護の被保護世帯数は165世帯、保護人数は221人(平成28年8月1日現在)でともに過去最高を更新しています。今後も、公共職業安定所など関係機関と連携を図りながら、就労促進など自立を援助する取り組みを進めていく必要があります。
- 近年、生活困窮者、若者のニート^{※1}や引きこもり、子どもの貧困が深刻化しています。本市では生活困窮者自立支援法の制定を受け、自立相談支援の窓口を設置し、複合的な課題を抱えた生活困窮者に対する支援に努めています。今後も、法に基づく事業を継続して実施し、支援をしていくことが必要です。

■ 亀山市ボランティアセンターの登録者数の推移

単位:人

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
亀山市ボランティアセンターの登録者数	720	746	718	712	751

(資料:地域福祉室)

■ ふれあい・いきいきサロン^{※2}及び子育てサロン^{※3}の設置団体数の推移

単位:団体

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
ふれあい・いきいきサロン	35	41	46	45	51
子育てサロン	9	9	9	9	9
合計	44	50	55	54	60

(資料:地域福祉室)

※1 15～34歳の若者で、仕事に就いておらず、家事も通学もしていない人のこと。

※2 地域とのつながりやふれあいを築くことを目的とし、地域住民が歩いて行ける場所を拠点として、一人暮らし高齢者や障がい者、子育て中の親などと地域ボランティアとが協働で茶話会やレクリエーションなどを行う活動のこと。

※3 幼稚園や保育園に通っていない概ね3歳までの乳幼児の育児・健康に関する相談や情報の提供を行う活動のこと。

目指す姿

市民が、地域での見守りや互いの支え合いの活動により、安心して生き生きと暮らしています。

成果指標

指 標	現状値	目標値
亀山市ボランティアセンターの登録者数	751人 (平成27年度末現在)	900人 (平成33年度末現在)
ふれあい・いきいきサロン活動及び子育てサロンの設置団体数	60団体 (平成27年度末現在)	110団体 (平成33年度末現在)
生活保護世帯で就労能力・意欲のある者が就労・増収となった世帯の割合	50% (平成27年度末現在)	50%以上 (平成33年度末現在)

施策の方向

①地域福祉を支える人と組織の育成

- ◆ボランティア活動への参加を促進するため、参加しやすい環境づくりを進めるとともに、体験学習や研修会を充実し、ボランティアの担い手の確保を図ります。
- ◆地域福祉活動の活性化を図るため、総合保健福祉センターを拠点として、活動団体同士の交流の場を提供します。

②安心して福祉サービスを利用できる環境づくり

- ◆きめ細かな地域福祉活動を展開するため、亀山市社会福祉協議会との連携を強化します。
- ◆福祉全般にわたるサービスの提供や多様な相談に対応できるよう、窓口機能を強化するとともに、福祉サービスに関する情報提供の充実を図ります。
- ◆障がい者や認知症など日常生活に不安のある人が地域で安心して暮らせるよう、支援体制の充実と利用の促進を図ります。

③地域での助け合い・支え合いのしくみづくり

- ◆だれもが地域で安心して生活できるよう、地域まちづくり協議会やボランティア団体、サロン等の交流や見守り活動を支援するとともに、サロンの新設を支援します。
- ◆地域における身近な相談窓口として、市民の立場に立った相談援助を実施している民生委員・児童委員等の地域福祉の担い手の活動を支援します。
- ◆地域における助け合い・支え合い活動を促進するため、ボランティア活動を活性化させるしくみづくりを検討するとともに、様々な人が集える地域福祉活動の拠点づくりを進めます。

④低所得者への支援と自立支援の推進

- ◆生活保護を必要とする世帯に対し、法に基づく適正な運用を実施するとともに、社会的・経済的な自立に向け、関係機関と連携し、就労相談支援を実施します。
- ◆経済的困窮や社会的孤立などの複合的な課題を抱えた生活困窮者が自立できるよう、自立相談支援機関と連携し包括的・伴走的な支援を行うとともに、生活困窮者を早期に発見するため、地域のつながりを生かし、見守りや声かけ活動を行います。
- ◆子どもの貧困の実態把握を行い、貧困の連鎖を防止するため、学習支援や養育相談を充実します。
- ◆引きこもりやニートなど生活を営むうえで困難を有する若者やその家族等が安心して社会生活を送ることができるよう、家庭・地域・関係機関等との連携強化を図り、若者の社会的自立への支援を行います。



2. 健康で生きがいを持てる暮らしの充実

(2) 健康づくり・地域医療の充実

現状と課題

- 本市は、健康づくりを個人の責任としてとらえるのではなく、都市の環境そのものを健康にする「健康都市」というWHO(世界保健機関)の考え方に賛同し、健康都市連合に加盟しました。そうした中、都市の機能のすべてによって、市民の健康寿命を延ばすことを目指し、保健指導や介護事業への参加を促進するとともに、地域の健康増進活動を支援しています。また、公立病院である医療センターの地域医療確保のために果たすべき役割を明らかにしつつ、亀山医師会をはじめとする地域の医療機関等と連携し、地域医療全体の再構築に向けて取り組みを進めてきました。今後は、市民が健康で幸せに暮らすことができ、安心して医療を受けられるまちづくりが求められています。
- 本市では、悪性新生物(がん)、生活習慣病^{※1}、感染症などの疾病予防対策として、亀山医師会と連携しながら各種がん検診、特定健診、特定保健指導、各種予防接種を実施するとともに、食を通じた健康づくりを行っています。今後は、健診受診率等の向上、食育の推進に継続して努めるとともに、疾病発症後の重症化予防、こころの健康ケア対策にも取り組んでいく必要があります。
- 医療センターについては、厳しい経営状況が続く中、経営健全化を目指し、平成28年4月から医療センターに地方公営企業法^{※2}の全部を適用し、病院事業管理者を配置するとともに、地域包括ケアの調整を担当する地域医療部を新設しました。そして、保健・医療・介護・生活支援・介護予防^{※3}を的確に提供できる体制を整えるため、今後は、地域包括ケアシステムの実現に向けた「地域包括ケア病床^{※4}」の設置など地域医療を支える取り組みを進める必要があります。さらに、建物の基幹的設備が老朽化しているため、施設整備も含めた機能強化が必要です。
- 全国的に救急出動件数が増加傾向にある中、本市では、消防救急室の設置や救急ワークステーション^{※5}の運用など、医療機関等との連携強化や救急隊員の知識・技術向上による救急体制の強化を図るとともに、救急車が必要な緊急性の高い方への対応が遅れることがないように、街頭広報などによる救急車の適正利用を呼び掛けています。引き続き、傷病者の搬送を適切に行うことができるよう、さらなる救急体制の強化が必要です。
- 本市の国民健康保険事業については、「第1次亀山市総合計画後期基本計画」における被保険者1人当たりの医療費増加率及び国民健康保険税収納率の目標値は達成しているものの、毎年医療費は増加しており、財政は依然厳しい状況です。今後は、健全な財政運営を目指し、医療費適正化に向けた効果的かつ効率的な保健事業を推進するなど、社会保障制度を取り巻く環境が変化しつつある中、後期高齢者医療制度を含めた公的医療保険制度の適切な運営に努めていく必要があります。



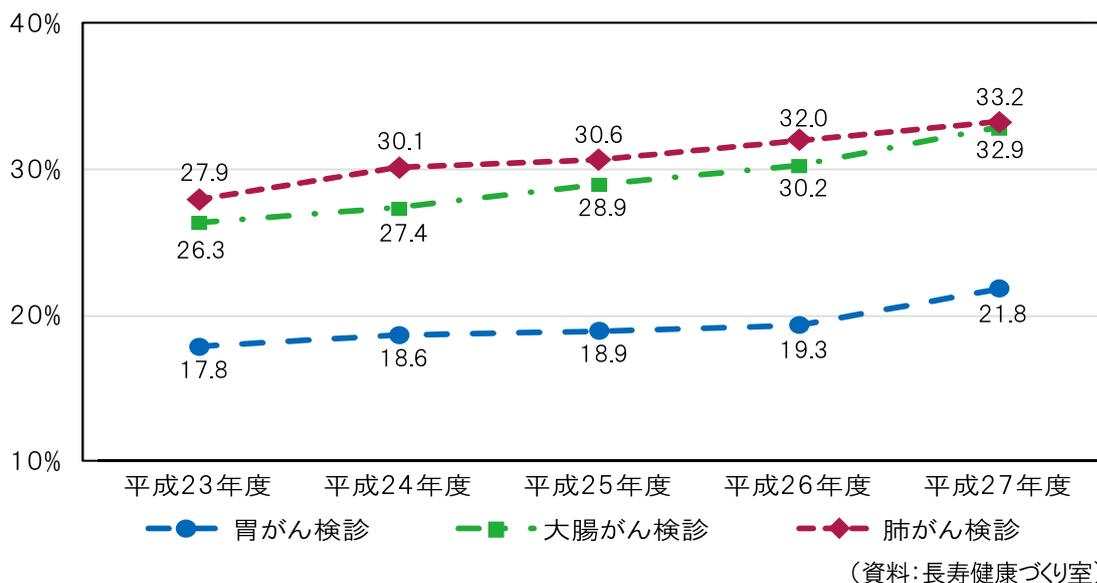
※1 食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患群のこと。糖尿病、心臓病、脳卒中などがあげられる。

※2 地方公共団体の経営する企業の組織、財務、職員の身分について定めた法律。

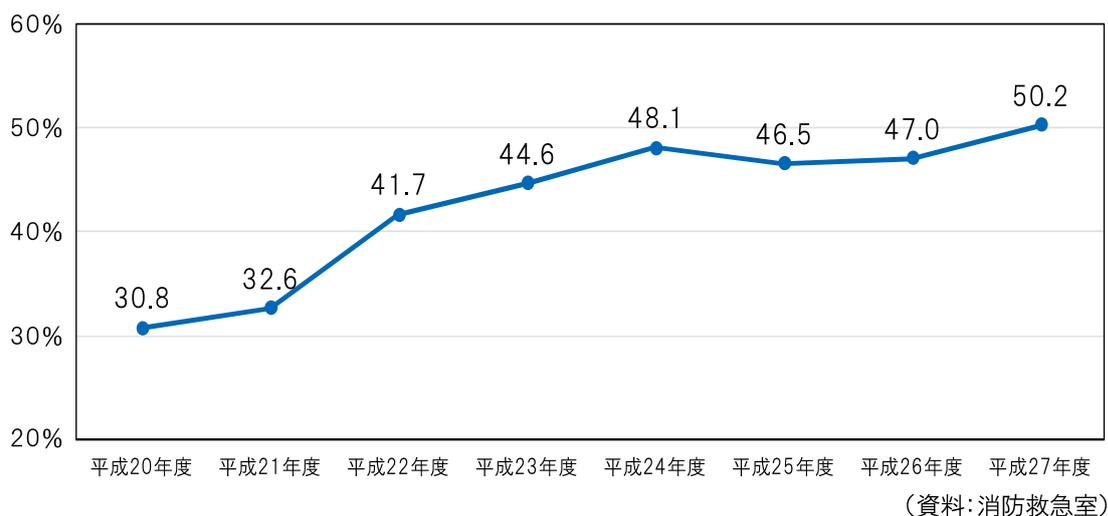
※3 高齢者が健康で自立した生活をおくれるよう、要介護状態になることをできる限り防ぎ、また要介護状態になっても状態がそれ以上に悪化しないようにすること。

※4 入院治療後、病状が安定した患者に対して、リハビリや退院支援など、効率的かつ密度の高い医療を提供するために、厳しい施設基準をクリアし、国から許可を受けた在宅復帰支援のための病床。

■各種がん検診の受診率の推移



■救急搬送の市内医療機関受入率の推移



※5 通常、119番に通報があったときに消防署から救急救命士の乗った救急車が駆け付けるところを、救急隊員だけでなく、医師と一緒に乗った救急車「ドクターカー」が現場に駆け付けるもの。救急隊員は医師からの直接的な指示や助言で、より救命に効果的な処置を行うことが可能になると期待されている。

目指す姿

市民一人ひとりが、地域において、生き生きと健康に暮らしています。

成果指標

指 標	現状値	目標値
がん検診の受診率	肺がん:33.2% 胃がん:21.8% 大腸がん:32.9% (平成27年度)	肺がん:35.0% 胃がん:25.0% 大腸がん:35.0% (平成33年度)
医業収支比率	77.6% (平成27年度)	99.8% (平成33年度)
救急搬送の市内医療機関受入率	50.2% (平成27年度)	50.0%以上 (平成33年度)
国民健康保険被保険者 1 人当たり医療費の増加率 (対前年度)	4.1% (平成27年度)	4.0%以下 (平成33年度)

施策の方向

①健康な暮らしの支援

- ◆生涯にわたる健康づくりを支援するため、それぞれのライフステージに応じた情報提供、各種健診や相談など、市民が健康な暮らしを送ることのできる切れ目のない支援を行います。
- ◆健康増進に関する意識が高まり、健康づくりに取り組む市民が増えるよう、地域住民が主体となり、地域の実情に応じて取り組む健康づくり活動が広がるよう支援します。
- ◆感染症予防に関する知識の普及と予防接種の接種率の向上を図るなど、感染症予防を推進します。
- ◆生涯にわたり生活の質を維持し健やかな生活が送れるよう、歯と口腔の健康づくりに取り組みます。
- ◆食を通じた健康づくりを支援し、正しい食生活に対する市民の理解など、関係機関と連携しながら食育の普及を図ります。

②疾病予防と早期発見・治療の推進

- ◆こころの悩みを抱える人が早期に受診行動をとれるよう、正しい知識を普及するとともに、関係機関と連携し、相談機能の充実を図ります。
- ◆介護予防や認知症予防の知識や早期からの取り組みについて、健康教室や地域の通いの場など様々な機会を通じて普及促進を図ります。
- ◆特定健康診査^{*1}等の受診率の向上を図り、市民の糖尿病予防対策などの生活習慣病の予防につなげるとともに、亀山医師会・医療センターと連携し、生活習慣病の重症化予防に取り組みます。

③地域医療提供体制の整備

- ◆地域において必要となる医療体制の整備に向けて、多職種間の情報共有を進めるなど地域の医療と保健分野の各施策を一体的に推進します。
- ◆市民の立場に立った地域医療体制を構築するため、地域の医療機関等との連携強化に取り組むとともに、亀山地域医療学講座^{*2}の活用を図ります。

^{*1} 生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的としている健康診査のこと。

^{*2} 2011(平成23)年6月から亀山市の寄附により三重大学に新たに設置された寄付講座のこと。医療センターを主なフィールドとして、実際の診療等を通じ、医療保健体制に関する研究・教育が行われている。

- ◆医療センターをはじめとする地域医療機関等と消防本部の連携をさらに強化するとともに、救急車の適正利用を促進することで良好な救急医療体制を確保します。

④医療センターの機能強化と経営健全化

- ◆亀山医師会や地域の医療機関との連携強化と役割分担によって、24時間365日の救急体制の充実強化を図ります。
- ◆医療センターが地域医療における重要な役割を果たせるよう、適正規模の地域包括ケア病床を設置するとともに、在宅医療^{※3}を推進します。
- ◆医療センターにおける安定的な医療提供のため、老朽化した施設を整備し、医療センターの機能強化を図ります。
- ◆病院事業管理者を経営責任者とした組織体制により、病院事業を包括的に管理することで経営の健全化に取り組みます。

⑤安心できる公的医療保険制度の運営

- ◆被保険者が安心して医療が受けられるよう国民健康保険事業の健全な運営を行うとともに、国や県の国民健康保険制度改革の動向を注視し、適切に対応します。
- ◆三重県後期高齢者医療広域連合と連携し、後期高齢者医療事業の適切な実施を推進します。



※3 医師のほか、訪問看護師、薬剤師や理学療法士(リハビリ)等の医療関係者が、患者の住居に定期的に行う、計画的・継続的な医学管理・経過診療のこと。



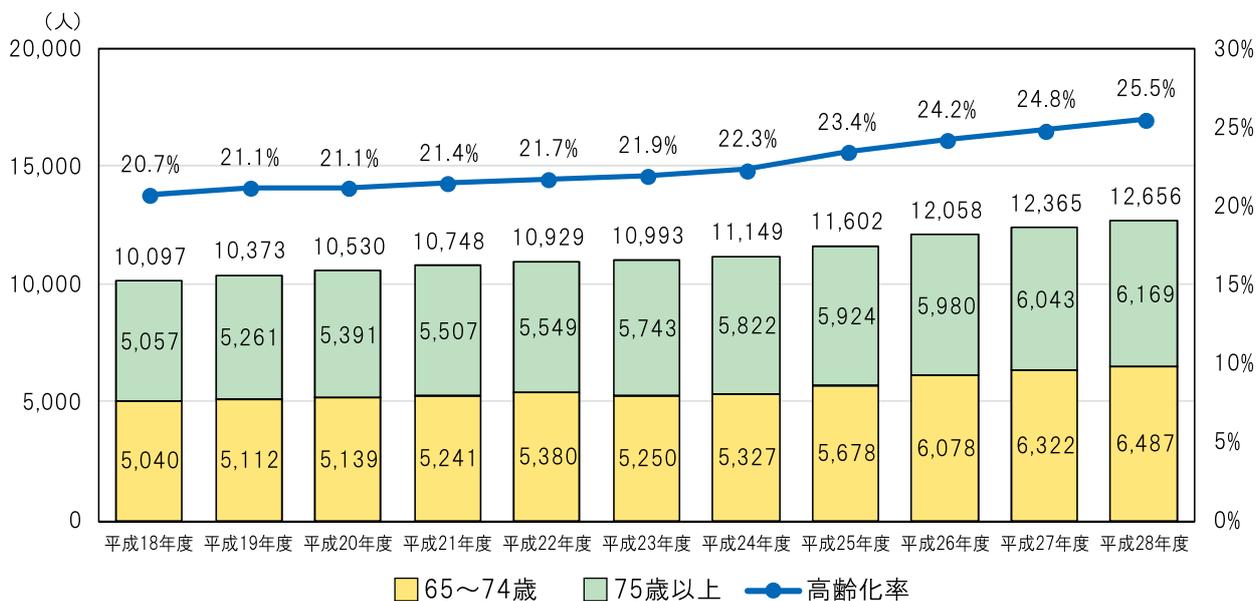
2. 健康で生きがいを持てる暮らしの充実

(3) 高齢者の地域生活支援の充実

現状と課題

- 本市では、平成25年度から多職種による在宅医療連携会議を開催するとともに、在宅医療連携システムを構築し、「かめやまホームケアネット」として運用してきました。一方で、高齢者の健康管理や介護予防、買い物などの生活支援、アクティブシニア^{※1}の活用による雇用創出などはいまだ課題となっています。高齢者が住み慣れた地域で安心して自立と尊厳ある暮らしを送れるように、あらゆる主体が連携・協力した地域包括ケアシステムが求められています。
- 本市では、団塊の世代が75歳(後期高齢者)となる平成37(2025)年を見据え、高齢者の医療、介護、地域生活などを一体的に支援するため、地域包括支援センター^{※2}の体制を強化するとともに、医療センターに地域医療室を設置し、地域包括ケアシステムの構築推進と組織間の横断的な調整を図っています。引き続き、在宅医療・介護、認知症対策、権利擁護、高齢者虐待対応などの相談・支援体制を充実・強化しながら、地域とともに高齢者の生活を支援していく必要があります。
- 介護保険事業は、鈴鹿亀山地区広域連合により、介護保険事業計画に基づいて、様々なサービスが提供されています。平成27年の介護保険制度の改正により、平成29年4月から、高齢者の積極的な地域社会への参加を通して、自立支援と介護予防の強化に取り組む新しい総合事業(新しい介護予防・日常生活支援総合事業)^{※3}が開始されるため、市の高齢者福祉施策も介護保険事業と一体的に進める必要があります。
- 高齢者が住み慣れた地域で自立して暮らしていくためには、地域に通いの場があり閉じこもりが防止され、多様化する個々の生活状況に応じた生活支援サービスが提供されることが重要です。高齢者が元気で生きがいを持って過ごせるよう介護予防活動を推進し、高齢者同士の見守りや支え合いが行われるよう地域の活動を支援するとともに、多様な生活支援サービスの担い手を創出していく必要があります。
- 高齢者の増加に伴い認知症高齢者も増加の傾向にある中、本市では、認知症サポーター^{※4}養成講座を開催し、サポーターを多数養成するとともに、認知症初期支援集中チームの設置、認知症カフェ^{※5}の開催など、地域、事業者、市が一体となって認知症対策の充実に努めています。今後も高齢者の認知症や閉じこもりの予防をはじめ、より効果的な介護予防教室の開催、見守りネットワーク^{※6}づくりを進めていく必要があります。

■高齢者の推移(各年度 4月1日現在)



(資料:住民基本台帳)

※1 活動的なシニアの意。特に、定年退職後などに、自分の価値観を持って、趣味や活動に意欲的な高齢世代を指す。
 ※2 高齢者の生活を総合的に支えていくことを目的に、2006(平成18)年度から新設された機関のこと。保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等が中心となって、介護予防に関するケアマネジメントや総合的な相談・支援などを行う。
 ※3 市区町村が介護予防及び日常生活支援のための施策を総合的に行えるよう、2011(平成23)年の介護保険制度の改正において創設された事業で、「介護予防事業」「包括的支援事業のうち介護予防ケアマネジメント事業」「市町村の判断により実施する事業」のすべてを一括して総合的に実施する事業。
 ※4 認知症サポーター養成講座を受けた人のこと。認知症の正しい知識を広め、認知症の人や家族を支援する役割を担う。

目指す姿

高齢者が、必要な介護・福祉サービスを受けながら、住み慣れた地域で安心して暮らしています。

成果指標

指 標	現状値	目標値
在宅医療を実施する市内医療機関数	9機関 (平成27年度末現在)	15機関 (平成33年度末現在)
総合事業で高齢者に通いの場を提供する地域の団体等の数	— (平成27年度)	30団体 (平成33年度末現在)
認知症初期集中支援チームの高齢者及びその家族への支援件数	1件 (平成27年度)	12件 (平成33年度)

施策の方向

①地域包括ケアの推進

- ◆医療センターをはじめ地域の医療と介護の関係機関の連携強化を図り、在宅医療と在宅介護を推進するとともに、必要な介護基盤の整備や居宅介護サービスを強化します。
- ◆高齢者の医療、介護、地域生活などを一体的に支援するため、地域包括支援センターの機能を強化・拡大するとともに、医療・介護に関わる様々な職種が連携強化を図り、支援が必要な高齢者に対応するしくみづくりを推進します。
- ◆亀山市社会福祉協議会、亀山市シルバー人材センター、民間の事業者等から提供される生活支援サービスによって地域で生活する高齢者を支えられるよう、地域組織間の連携・調整を行う協議体とともに、生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)^{※7}の活動を推進します。

②介護予防の推進

- ◆高齢者が介護を受けずに暮らしを営めるよう、運動機能の維持や認知症予防などの介護予防の充実を図ります。
- ◆地域で介護予防活動に取り組むリーダーや推進組織の育成・支援を行い、地域住民主体の介護予防活動の展開を促します。

③高齢者の生活と生きがいつくりの支援

- ◆高齢者の自立生活を支えるため、介護用品の支給、緊急時の連絡、配食等のサービスや外出支援など、生活支援の充実を図ります。
- ◆高齢者の生きがいつくりや健康増進等を進め、高齢者同士の地域での見守りや支え合いを促すため、老人クラブ活動を支援します。
- ◆高齢者の就労支援のため亀山市シルバー人材センターへの支援を通じ、就労の場の開拓を促します。

④認知症高齢者等対策の推進

- ◆亀山医師会等の各専門職の多職種連携によって、認知症の初期支援体制を整備し、認知症高齢者への訪問、アセスメント^{※8}及び家族支援を行います。
- ◆認知症サポーターの養成など地域の協力体制の拡充を図り、見守りのためのネットワークを強化します。
- ◆成年後見制度^{※9}の利用や権利擁護について、亀山市社会福祉協議会や鈴鹿亀山消費生活センターなどの関連機関と連携しながら、必要な人への支援を行います。

※5 認知症の人と家族、地域住民、専門職等の誰もが参加でき、集う場。地域での日常生活・家族支援の強化に向けての取り組みの一つ。
 ※6 小地域を単位として、近隣の人や関係機関が見守り、声かけ活動等を行い、だれもが安心して、住み慣れた地域で暮らせるような地域づくりを進める活動のこと。
 ※7 生活支援サービスの充実及び高齢者の社会参加に向けて、ボランティア等の生活支援・介護予防の担い手の養成・発掘など地域資源の開発や地域のニーズと地域支援のマッチングなどを行う。
 ※8 医療や福祉の分野においては、患者や要介護者に関する情報を基に、何が問題かを分析すること。 ※9 認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な人に不利益が生じないよう、代理人を立てて契約を行ったり、あるいはそれを取り消したりできるようにする制度。

2.健康で生きがいを
持てる暮らしの充実

(3) 高齢者の地域生活支援の充実



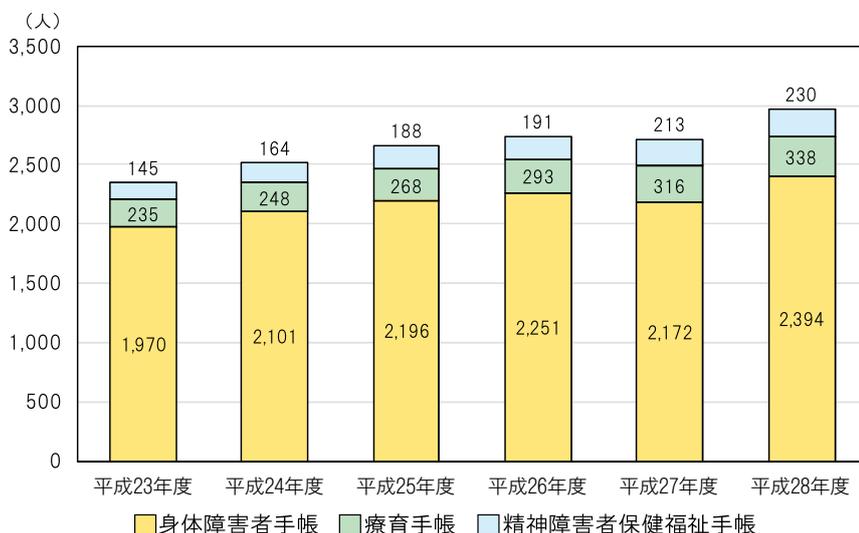
2. 健康で生きがいを持てる暮らしの充実

(4) 障がい者の自立と社会参加の促進

現状と課題

- 本市の障がい者(児)の数は、高齢化の影響などから、身体・知的・精神のいずれも増加傾向にあり、また障がいに関する相談内容についても複雑なケースが多くなっています。一方、近年では、障がいの有無に関わらず、だれもが住みやすい社会を目指した市民活動団体主催による福祉イベントなども開催されており、市民意識の高まりが見られます。今後も、障がいのある人が地域で自立した生活を送ることができるよう、社会参加や自立に向けた支援が求められています。
- 平成24年10月に障害者虐待防止法^{*1}、平成25年4月に障害者総合支援法^{*2}及び障害者優先調達推進法^{*3}、平成28年4月に障害者差別解消法^{*4}が施行されるなど、障がい者支援に必要な法整備が進められています。今後も、国の障害者制度改革の動向を見ながら、その対応をきめ細かく行っていくとともに、障がいの有無によって分け隔てられることなく、人格と個性を互いに尊重し合いながら生活できるように、障がい者の差別解消や虐待の防止について、関係機関が連携して取り組んでいく必要があります。
- 市では、障害者総合相談支援センター「あい」において、障がい者やその家族の相談支援に取り組んできました。平成27年度には、障害福祉サービスを利用する人に計画相談支援^{*5}事業所によるサービス利用支援に関する計画相談が行われるようになりました。今後は、相談内容に応じたそれぞれの役割の整理を行い、連携して支援する必要があります。
- 地域における居住の場や緊急時の避難場所として利用できるようグループホーム^{*6}等の充実を図り、医療、保健、福祉、教育及び就労等の関係機関と連携しながら、社会福祉資源をつなぐネットワークを構築し、鈴鹿・亀山圏域で地域生活支援拠点として地域支援機能を整備する必要があります。
- 本市では、就労継続支援^{*7}事業所が新規に開設されるなど、就労施設の充実が図られていますが、一般就労に結びついた件数は少ない状況です。障がい者が地域で自立した生活が送れるよう、企業へ障がい者雇用に関する働きかけを行い、障がいの種別や程度によって様々な就労の場の確保を図っていく必要があります。
- 家族をはじめとする介助者が、高齢化でいなくなるなど、今後、成年後見制度を必要とする人が増加することが予想されるため、権利擁護事業等の普及・啓発に努めていく必要があります。
- 本市の障がい者医療助成については、県制度の対象範囲を拡大し、身体障害者手帳4級または、療育手帳中度の交付を受けている人の医療費及び市民税非課税世帯の入院時の食事療養費に対して助成を行い、経済的負担を緩和することにより、対象者の福祉の増進を図っています。受給資格者数は横ばいであるものの、助成金額は年々増加しており、制度を持続的に運営するためには、現行制度での運用について見直しを行う必要があります。

■障がい者数の推移(各年度4月1日現在)



(資料:地域福祉室)

*1 障がい者の虐待の予防と早期発見及び養護者への支援を講じるための法律。

*2 これまで障がい種別ごとに異なる法律に基づき提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度のもとで一元的に提供する仕組みを創設することとし、自立支援給付の対象者、内容、手続き、地域生活支援事業、サービスの整備のための計画の作成、費用の負担等を定めた法律。

*3 国や地方自治体が、障がい者就労施設等から優先的に物品等を調達するよう努めることを定めた法律。

*4 すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした法律。

目指す姿

障がいのある人が、自立に向けた支援やサービスを受けながら、住み慣れた地域で自立して暮らしています。

成果指標

指 標	現状値	目標値
就労移行支援の利用者数	18人 (平成27年度)	25人 (平成33年度)
グループホームの利用者数	29人 (平成27年度)	45人 (平成33年度)

施策の方向

①障がい者の自立支援

- ◆障がいのある人が自立して生活できるよう、サービスの向上を図るとともに、障害者総合相談支援センター「あい」や計画相談支援事業所と連携しながら相談支援体制の充実を図ります。
- ◆障がいのある人が経済的に自立して生活できるよう、職場実習や就労移行支援等を通して、就労の支援を行うとともに、特例子会社や社会的事業所^{*8}等の就労の場の確保を進めます。
- ◆障がいのある人が自立した生活を送り、社会参加するため、医療・保健・福祉・教育及び就労等の関係機関と広域支援のネットワークを構築します。

②障がい者の福祉サービスの充実

- ◆障がいのある人が障がいや生活の状態に応じて適切な支援が受けられるよう、福祉用具等の給付や訪問入浴サービスなど福祉サービスの充実を図ります。
- ◆障がいのある人が住み慣れた地域で生活できるよう、居住の場としてのグループホームや緊急時に受け入れ可能な短期入所施設などの基盤整備を促進します。
- ◆障がいのある人が経済的に安心して医療を受けることができるよう、県制度を踏まえつつ医療費の自己負担額の軽減を図ります。

③だれもが暮らしやすい社会に向けた取り組み

- ◆障害者差別解消法の啓発などを通して、すべての人が障がいの有無によって分け隔てられることなく人格と個性を尊重し合えるよう、市民意識の高揚を図ります。
- ◆障がいのある人が、コミュニケーションを円滑にできるよう、関係機関と連携し、相談体制を整備するなど、合理的配慮の拡充を行います。
- ◆だれもが暮らしやすい環境づくりを促進するため、ユニバーサルデザインの考え方の普及や様々な施設におけるバリアフリー化の啓発に努めます。
- ◆障がいのある人が権利を擁護され安心して生活できるよう、成年後見制度の利用など、権利擁護事業の活用を推進します。

※5 障害福祉サービス等の利用にあたり、障がい者のニーズや状態に合わせて「サービス利用計画」を作成すること。 ※6 障がい者や認知症の高齢者が、スタッフの支援を受けながら少人数で共同生活をする施設のこと。
 ※7 一般就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。A型(雇用型)とB型(非雇用型)がある。
 ※8 作業能力はあるものの、対人関係や健康管理等の理由により、一般企業に就労できない人を雇用し、生活指導、健康管理等に配慮した環境のもとで、障がいのある人もない人も「対等な立場」で「ともに働ける」新しい職場形態の事業所。



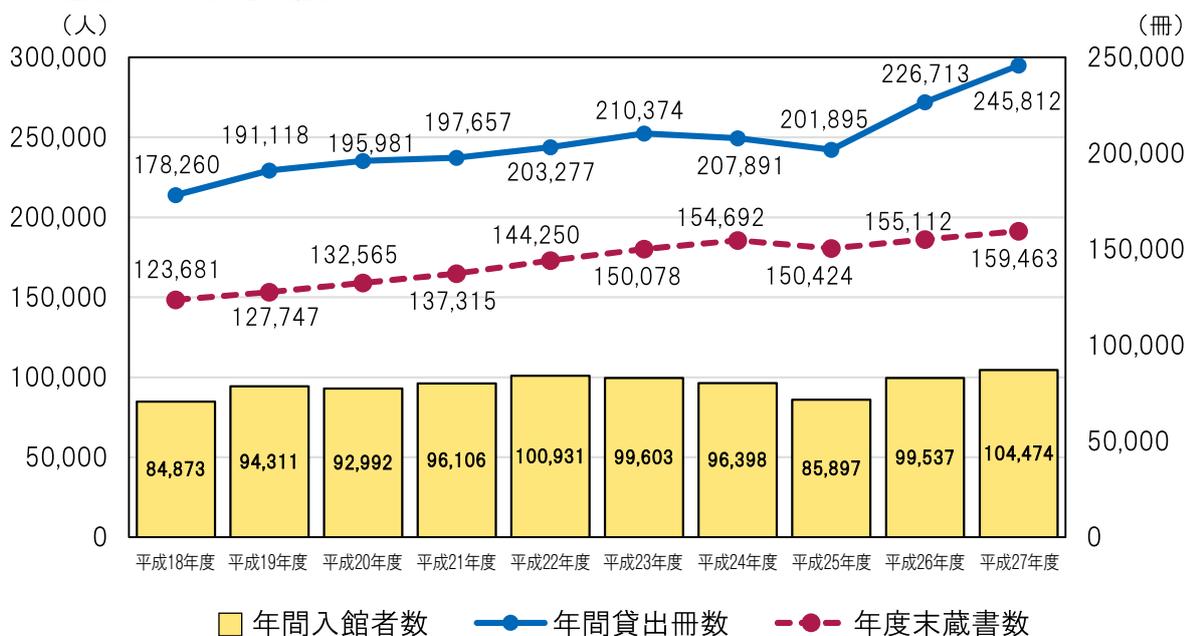
2. 健康で生きがいを持てる暮らしの充実

(5) 学びによる生きがいの創出

現状と課題

- 本市においては、中央公民館による公民館講座や、行政出前講座など、様々なテーマによる学びの機会を積極的に展開するとともに、産学民官の連携による「亀山市民大学キラリ^{※1}」を開講し、環境・文化・健康福祉など、幅広い分野での学習講座を行っています。こうした生涯を通じた学びの機会は、市民の生きがいづくりや地域課題の解決に向けた人材育成につながっています。こうした学習機会をさらに効果的に進めるためには、個々で完結してしまっているそれぞれの学習機会の体系的な再構築や、トータルコーディネート機能を確立していくことが求められています。
- 超高齢社会の進展や、情報化技術の著しい発達などから、人々の「学び」に関する環境も大きく変化する中、国の教育振興基本計画においても、「学び」を通じて個人や社会が直面する課題に対応する質の高い学習機会を充実させるとともに、学習成果が広く社会で活用されることを目指しています。本市においても、「学びによる生きがいづくり」をより広くとらえ、持続可能な社会づくりの担い手として地域創生に向けた人材育成を行い、地域についての学びを通じ、その成果を地域の課題解決などに生かすことを軸とした新しい生涯学習の展開が求められています。
- 人々が、人生をより深く、豊かに過ごすためには、読書活動は非常に重要なものです。本市では、市民の読書活動の定着のために、幼少期からの読書習慣を身に付けられるよう、ブックスタート事業、ファミリー読書リレーや、図書館ボランティアによるおはなし会の開催などにも取り組んでおり、幼少期のみならず、生涯を通じた読書活動の充実を図っています。こうした読書環境は、図書館が拠点としての機能を果たす必要がありますが、現在の市立図書館については、平成25年度に一部改修を行い、利便性の向上を図ったものの、蔵書や開架等のスペースの不足が課題となっています。こうした中、近年、経営手法を含めた図書館の提供するサービスは多様化が進んでいることから、本市においても、市民の読書や生涯学習の拠点性を高め、新しい時代に必要な機能を備えた図書館のあり方を見定めていくことが求められています。

■ 図書館の利用状況の推移



(資料:図書館)

※1 環境・文化・健康を柱として、様々な地域課題に取り組む地域で活躍する人材育成を図る講座のこと。

目指す姿

市民が、それぞれの学びの成果によって、地域社会で活躍しています。

成果指標

指 標	現状値	目標値
市立図書館の入館者数	104,474人 (平成27年度)	120,000人 (平成33年度)
生涯学習講座の受講者数	25,320人 (平成27年度)	27,850人 (平成33年度)
生涯学習人材バンクを活用した講座開催数	14回 (平成27年度)	17回 (平成33年度)

施策の方向

① 地域へ生かせる学びの展開

- ◆ 学びの成果を地域課題の解決に生かすことができるよう、市民大学を核とした生涯を通じた学習体系の再構築を進めることで、学びのトータルコーディネート機能の充実を図ります。
- ◆ 地域の学びが地域課題の解決につながられるよう、モデル地区での取り組みや成果を踏まえながら、地域課題解決のための学習機会を展開するとともに、市民や地域が主体となった学びの機会の充実を図ります。
- ◆ 市民一人ひとりの郷土愛が深まるよう、自然環境や歴史文化などの地域資源を生かした学習機会の充実を図ります。

② 読書活動の推進

- ◆ 市立図書館を核とした地域や学校などを含めた読書活動ネットワークを構築することで、身近な読書環境づくりを推進します。
- ◆ あらゆる世代が読書に親しむ環境を創出し、交流が生まれる新しい学びを展開するため、計画的な市立図書館の図書の実績を充実を図ります。
- ◆ 幼少期からの読書習慣づくりのため、家庭における読書のきっかけづくりや習慣づけに取り組みます。
- ◆ 市民の読書活動や生涯学習の拠点としての機能の向上を図るため、新しい時代に必要な機能を備えた図書館整備に関する検討を行います。

③ だれもが学べる環境づくり

- ◆ 身近な地域での学習環境の充実を図るため、地区コミュニティセンターなどの学びの活動拠点としての充実を図ります。
- ◆ 市民が必要な学びの機会を得られるよう、市内で開催される多様な主体による学びの情報を、一元化して発信します。
- ◆ 人材バンクを活用することで、市民の幅広い学びの人材を活用した学習機会の充実を図ります。



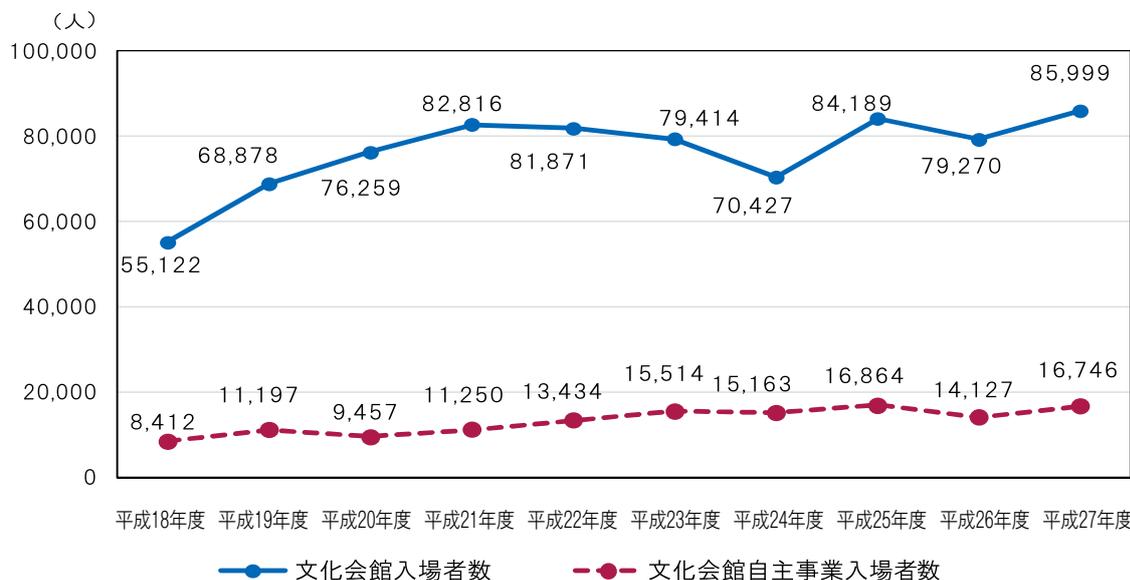
2. 健康で生きがいを持てる暮らしの充実

(6) 文化芸術の振興と文化交流の促進

現状と課題

- 平成26年度には、亀山市文化振興ビジョンに基づき、3年に一度を目途に全市的に文化に関する取り組みを行う文化年プロジェクトをスタートさせ、1年を通じた様々な文化事業の展開や亀山市文化大使による市内外での活動や情報発信により、多くの人々が亀山の文化を再認識する契機となりました。また、文化芸術活動の拠点である文化会館では市民参加型事業が多く開催されており、市内でも様々な分野の自主的な文化活動が活発に行われています。さらに、毎年、本市の名誉市民である中村晋也氏の作品展示や番組放映を行っており、今後も、子どもから高齢者に至るすべての人が文化によって心豊かな生活を営むことができ、幸福を実感できるような、文化振興に関する取り組みが求められています。
- かめやま文化年2014では、「みつめる」をテーマに年間を通じて全市的に文化に関する事業展開を行い、新たな文化の創造や文化を担う人づくりの契機となりました。今後、かめやま文化年プロジェクトを進める中で、人の心に潤いをもたらす、豊かな人間性を育む源となる文化の力について、市民へさらなる浸透を図るとともに、団体間や地域間、世代間の交流強化を図り、本市の文化を内外に広げる発信力の高い事業展開を行うことが必要です。
- 文化芸術の振興を図るうえで、地域文化の継承や新たな文化の創造を行うためには、文化の担い手となる人づくりが求められます。多様で魅力的な文化活動を実践する人材や団体などの育成や支援を行うとともに、優れた人材が各方面に育つような環境づくりを進める必要があります。
- 文化芸術活動の拠点施設として、文化会館等の計画的な改修整備や点検を進め、機能充実に努めています。今後は、文化会館を中心に、市内外の文化関連施設の相互連携を図り、市民が活動しやすいような環境を整えるとともに、既存施設の有効活用等により、市民が身近なところで文化芸術に親しめるような場づくりを進める必要があります。
- 本市では、市美術展や市民文化祭などの文化事業が定着し、市民の文化芸術に対する意識の高まりにつながっています。亀山市芸術文化協会を中心に様々な団体が活動を行うほか、現代アートやミュージカルといった新たな創造的活動も生まれるなど、市民レベルでの文化芸術活動の活性化が図られています。こうした活動の成果を発表できる機会や場の提供を行い、市民の活動意欲をより一層高めるとともに、活動情報を広く発信することにより、活動の輪を広げる取り組みを進める必要があります。

■文化会館入場者数の推移



(資料:文化スポーツ室)

目指す姿

市民が、文化的な個性や魅力にあふれたまちの中で心豊かに生活しています。

成果指標

指 標	現状値	目標値
亀山市芸術文化協会の団体数・会員数	47団体 728人 (平成27年度末現在)	50団体 750人 (平成33年度末現在)
文化会館自主文化事業にかかる入場者数	16,746人 (平成27年度)	17,600人 (平成33年度)
市主催等の公募展への出演・出展者数	2,341人 (平成27年度)	2,500人 (平成33年度)

施策の方向

①文化政策の推進

- ◆文化資源を様々な分野に生かした文化の魅力あふれるまちづくりを推進します。
- ◆産業や観光振興など、異分野にも影響を与えることのできる、魅力ある新たな文化資源を創造します。
- ◆デザインマネジメント^{※1}を取り入れるなど、文化に関する情報発信力の強化を図ります。
- ◆文化政策の基本的な考え方などを示す条例整備に向けた検討を行います。
- ◆文化会館を基点とした地域に根ざした文化政策を推進します。

②文化交流の促進

- ◆新たな文化創造につなげられるように、個人や団体などが相互に交流・連携できる機会を充実するとともに、市内外の地域間の文化交流を積極的に推進します。
- ◆多種多様な文化の振興を図るため、各世代別活動の相互理解を深め、世代間の文化交流を促進します。

③文化の拠点づくり

- ◆文化の拠点の核となる文化会館の計画的な機能整備を図り、市民の施設利用を促進します。
- ◆文化会館を核として市内外の文化施設との相互連携によるネットワークづくりに努めます。
- ◆身近な文化活動の拠点化を図るため、アトリース^{※2}や創作活動の場として、公共施設の有効活用を図ります。
- ◆文化の力を生かした交流人口の拡大やまちのにぎわいの創出を図るため、市民が気軽に集い、活発な交流が促進できる多機能なギャラリー空間を備えた文化の拠点づくりを進めます。

④文化芸術活動の活性化

- ◆市民の文化芸術に対する意識を高めるため、文化芸術に関する情報を積極的に提供するとともに、優れた文化芸術を鑑賞・体験する機会を充実します。
- ◆市民の活動意欲をより一層高めるため、文化芸術活動の成果を発表する機会を充実します。
- ◆亀山市芸術文化協会等、芸術文化活動を行う団体との連携を強化し、文化芸術に優れた人材の育成と市民の自主的な活動を支援します。
- ◆文化会館と連携したアウトリーチ活動^{※3}の充実など、子どもたちの文化・芸術体験機会の確保と豊かな情操を育む機会の提供に努めます。

※1 デザインの視点を経営戦略に活用すること。デザインは、造形のみならず、ブランドや企業アイデンティティの確立に重要な役割を担っているという考え方。

※2 より多くの市民が身近に美術に親しむ機会を提供するため、美術館等が所蔵する美術作品を一定期間貸し出すこと。

※3 芸術家や文化施設などが、芸術文化に触れる機会の少ない人に対し、その生活の場などへ出向き、文化芸術に触れる機会を提供する活動のこと。



2. 健康で生きがいを持てる暮らしの充実

(7) スポーツの推進

現状と課題

- 2020(平成32)年の東京オリンピック・パラリンピックの開催決定、スポーツ庁の新設など、近年、スポーツが大きく注目されています。三重県でも、平成30(2018)年に高校総体、平成33(2021)年に三重とこわか国体の開催が予定されており、本市はそれぞれの大会においてウエイトリフティング等の競技会場の一つとなっていることから、このような大きな大会が身近に感じられる絶好の機会を迎えます。また、かめやま文化年2014では、スポーツ・健康文化をテーマに、多数の市民の皆さんと一緒にラジオ体操に取り組みました。人格の形成や体力の維持向上、健康長寿の礎であり、明るく豊かな社会を形成するうえで欠かすことのできないスポーツを地域文化ととらえ、「する」、「観る」、「支える」といった側面から継続して発展させていくことが必要です。
- 本市では、市が開催するソフトボール大会やバレーボール大会、ニュースポーツ体験教室、総合型地域スポーツクラブ^{*1}や亀山市レクリエーション協会等が開催するスポーツ教室・大会などを通して、日常的にスポーツを楽しむ市民が増えています。今後も、生涯を通じてだれでも気軽にスポーツに取り組めるよう機会の提供に努め、スポーツ人口のより一層の拡大を図る必要があります。
- 生涯にわたり健康で充実した生活を送るためには、子どものころからの運動や健康に関する生活習慣づくりが大切です。運動や健康に関する正しい生活習慣が身につくよう、関係団体等と連携を図り、子どもたちが運動に親しむきっかけづくりを行うとともに、スポーツの専門的な指導者の確保に努める必要があります。
- 本市では、体育館や野球場、プールなどの運動施設について、必要に応じて改修を行うとともに、インターネットを活用した予約システムを導入するなど、市民が利用しやすい環境づくりを進めています。今後も施設の適切な維持管理に努めるとともに、市民ニーズに応じた競技施設の充実を図る必要があります。さらに、本市が高校総体や国体の競技会場となることから、施設整備を含めた計画的な準備を進め、地域からスポーツを盛り上げていくことが必要です。
- 本市では、亀山市体育協会、亀山市スポーツ少年団体連絡協議会、亀山市レクリエーション協会を中心に、多種多様な団体がそれぞれ活発な活動を展開しています。しかし、中には、役員の高齢化や指導者の不足、大幅な会員数の減少が見られる団体もあり、若い担い手の確保や指導者の育成を図るとともに、団体間の連携による組織の強化が必要となっています。一方で、総合型地域スポーツクラブについても、今後も安定した自主運営を継続するため、引き続き情報提供や助言などの支援を行っていく必要があります。

■市内の主な運動施設の利用状況の推移

単位:人

施設名	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
西野公園	52,595	67,620	81,048	73,561	74,466
東野公園	29,489	29,062	32,445	36,889	37,360
B&G海洋センター	32,973	33,114	34,604	34,678	35,445
関総合公園多目的グラウンド	10,385	12,732	11,918	10,976	10,065
その他	11,805	15,993	11,162	12,093	12,561
合計	137,247	158,521	171,177	168,197	169,897

(資料:文化スポーツ室)

^{*1} だれもが身近な地域で、それぞれの志向・レベルに応じて参加できる、地域住民が自主的・主体的に運営するスポーツクラブのこと。

目指す姿

市民が、スポーツに関心を持ち、生涯を通じて心身ともに健康な生活を送るためスポーツを楽しんでいます。

成果指標

指 標	現状値	目標値
市や団体等が主催するスポーツ教室・大会の参加者数	19,900人 (平成27年度)	21,000人 (平成33年度)
市内の主な運動施設の利用率	72.0% (平成27年度)	78.0% (平成33年度)
スポーツ関連団体の構成者数	4,754人 (平成27年度末現在)	5,000人 (平成33年度末現在)

施策の方向

① スポーツ活動の推進

- ◆総合型スポーツクラブなどスポーツ団体や関係機関が実施する各種教室や大会などを支援することで、市民がだれでも気軽にスポーツや運動に取り組めるよう、幅広い参加機会を提供します。
- ◆子どもが身近で気軽にスポーツや運動に取り組むことができるよう、家庭、学校、地域、スポーツ団体が連携してスポーツや運動に親しむ環境づくりに努めます。
- ◆生涯スポーツの推進のため、スポーツ推進委員の取り組みによる地域に根ざしたスポーツ活動の充実を図ります。

② スポーツの拠点づくり

- ◆市民が快適にスポーツに取り組めるよう、市民ニーズに応じた運動施設の利便性の向上を図り、市民の施設利用を促進します。
- ◆地域におけるスポーツ活動の拠点施設となる学校運動施設の有効活用を図ります。
- ◆大規模な大会等の開催に適した拠点づくりのため、施設環境の整備を進めます。

③ スポーツ団体の育成と競技力の向上

- ◆スポーツ活動の活性化を図るため、自主的にスポーツ活動を行う団体の組織強化や活動支援に取り組めます。
- ◆スポーツ競技力の向上を目指し、有能な競技者の全国大会等への出場を支援するとともに、スポーツ団体と連携し地域の専門的な指導者やリーダーの育成・活用を図り、地元アスリートの発掘、育成、支援につなげます。

④ スポーツ文化の浸透

- ◆市民がスポーツを観戦する楽しみ、応援する喜びを感じられるよう、スポーツに関する情報を積極的に提供するとともに、トップレベルの競技スポーツを身近に感じられる機会を創出します。
- ◆体力づくりや健康づくりのきっかけとして、ウォーキングやラジオ体操など、日常生活の中で、子どもから大人まで気軽に取り組める運動に関する情報を積極的に発信します。